本資料の無断転載・コピー・再配布等はご遠慮ください

万葉歌と飛鳥・藤原の宮都

奈良県立万葉文化館　井上さやか

■一■　飛鳥宮

明日香**宮**より藤原**宮**に遷居りし後に、志貴皇子の作りませる御歌

采女の袖吹きかへす明日香風**都**を遠みいたづらに吹く　（巻一・五一）

従明日香**宮**遷居藤原**宮**之後志貴皇子御作歌

婇女乃　袖吹反　明日香風　**京都**乎遠見　無用尒布久

※万葉歌碑　甘樫丘中腹　犬養孝氏揮毫　昭和四二（一九六七）年建立

飛鳥京跡　平山郁夫氏揮毫　平成二一（二〇〇九）年建立

▼奈良時代に飛鳥宮を振り返る歌々

神岳に登りて山部宿禰赤人の作れる歌一首　并せて短歌

三諸の　神名備山に　五百枝さし　繁に生ひたる　つがの木の　いや継ぎ継ぎに　玉かづら　絶ゆることなく　ありつつも　止まず通はむ　明日香の　旧き**京師**は　山高み　河雄大し　春の日は　山し見がほし　秋の夜は　河し清けし　朝雲に　鶴は乱れ　夕霧に　河津はさわく　見るごとに　哭のみし泣かゆ　古思へば

（巻三・三二四）

反歌

明日香河川淀さらず立つ霧の念ひ過ぐべき恋にあらなくに（巻三・三二五）

登神岳山部宿祢赤人作歌一首　并短歌

三諸乃　神名備山尓　五百枝刺　繁生有　都賀乃樹乃　弥継嗣尓　玉葛　絶事無　在管裳　不止将通　明日香能　舊**京師**者　山高三　河登保志呂之　春日者　山四見容之　秋夜者　河四清之　旦雲二　多頭羽乱　夕霧丹　河津者騒　毎見哭耳所泣　古思者

反歌

明日香河　川余藤不去　立霧之　念應過　孤悲尓不有國

幣帛を　奈良より出でて　水蓼　穂積に至り　鳥網張る　坂手を過ぎ　石走る　神南備山に　朝**宮**に　仕へ奉りて　吉野へと　入り坐す見れば　古思

本資料の無断転載・コピー・再配布等はご遠慮ください

ほゆ　　（巻十三・三二三〇）

反歌

月も日もかはり行けども久に経る三諸の山の**離宮地**（巻十三・三二三一）

右は二首。ただ、或る本の歌に曰はく、**古き都のとつ宮ところ**

帛■（ロ＋リ）槝従出而　水蓼　穂積至　鳥網張　坂手乎過　石走　甘

南備山丹　朝**宮**　仕奉而　吉野部登　入座見者　古所念

反歌

月日　摂友　久経流　三諸之山　**砺津宮地**

右二首。但、或本歌曰、［**故王都跡津宮地**也］

■二■　藤原京

藤原宮の御井の歌

やすみしし　わご大王　高照らす　日の御子　荒栲の　藤井が原に　大御門

始め給ひて　埴安の　堤の上に　あり立たし　見し給へば

大和の　青香具山は　日の経の　大御門に春山と　繁さび立てり

畝火の　この瑞山は　日の緯の　大御門に　瑞山と　山さびいます

耳成の　青菅山は　背面の　大御門に　宜しなへ　神さび立てり

名くはし　吉野の山は　影面の　大御門ゆ　雲居にそ　遠くありける

高知るや　天の御蔭　天知るや　日の御蔭の　水こそば　常にあらめ

御井の清水　　（巻一・五二）

短歌

藤原の大宮仕へ生れつぐや処女がともは羨しきろかも　（巻一・五三）

右の歌は、作者いまだ詳らかならず。

藤原宮御井歌

八隅知之　和期大王　高照　日之皇子　麁妙乃　藤井我原尓　大

御門　始賜而埴安乃　堤上尓　在立之　見之賜者　日本乃　青香

具山者　日経乃　大御門尓　春山跡　之美佐備立有　畝火乃　此

美豆山者　日緯能　大御門尓　弥豆山跡　山佐備伊座　耳高之

青菅山者　背友乃　大御門尓　宜名倍　神佐備立有　名細　吉野

乃山者　影友乃　大御門従　雲居尓曽　遠久有家留　高知也　天

之御蔭　天知也　日之御影乃　水許曽婆　常尓有米　御井之清水

短歌

藤原之　大宮都加倍　安礼衝哉　處女之友者　乏吉呂賀聞

本資料の無断転載・コピー・再配布等はご遠慮ください

▼国特別史跡「藤原京跡」＝碁盤の目状に整備された日本初の中国式都城
都城＝中国を始原とする条坊制に則って設計された首都　※宮と京

▼藤原京から平城京へ

和銅三年庚戌の春二月、**藤原宮**より**寧楽宮**に遷りましし時に、御輿を長屋の原に停めて迥かに古郷を望みて作れる歌〔一書に云はく、太上天皇の御製といへり〕

飛鳥の明日香の里を置きて去なば君があたりは見えずかもあらむ〔一は云はく、君があたりを見ずてかもあらむ〕　（巻一・七八）

和銅三年庚戌春二月従**藤原宮**遷于**寧樂宮**時御輿停長屋原廻望古郷作歌〔一書云太上天皇御製〕

飛鳥　明日香能里乎　置而伊奈婆　君之當者　不所見香聞安良武
〔一云　君之當乎　不見而香毛安良牟〕

或る本の、**藤原京**より**寧楽宮**に遷れる時の歌

天皇の　御命かしこみ　柔びにし　家をおき　隠泊の　泊瀬の川に　舟浮けて　わが行く河の　川隈の　八十隈おちず　万度　かへり見しつつ　玉桙の道行き暮らし　あをによし　**奈良の京**の　佐保川に　い行き至りて　わが宿たる　衣の上ゆ　朝月夜　さやかに見れば　栲の穂に　夜の霜降り　盤床と　川の氷凝り　寒き夜を　いこふことなく　通ひつつ　作れる家に　千代にまで　来ませ大君よ　われも通はむ　（巻一・七九）

反歌

あをによし寧楽の家には万代にわれも通はむ忘ると思ふな　（巻一・八〇）

右の歌は、作主いまだ詳らかならず。

或本従**藤原京**遷于**寧樂宮**時歌

天皇乃　御命畏美　柔備尓之　家乎擇　隠國乃　泊瀬乃川尓　舸浮而　吾行河乃　川隈之　八十阿不落　万段　顧為乍　玉桙乃　道行晩　青丹吉　**楢乃京師**乃　佐保川尓　伊去至而　我宿有　衣乃上従朝月夜　清尓見者　栲乃穂尓　夜之霜落　磐床等　川之氷凝　冷夜乎　息言無久　通乍　作家尓　千代二手　来座多公与　吾毛通武

反歌

青丹吉　寧樂乃家尓者　万代尓　吾母将通　忘跡念勿

右歌作主未詳

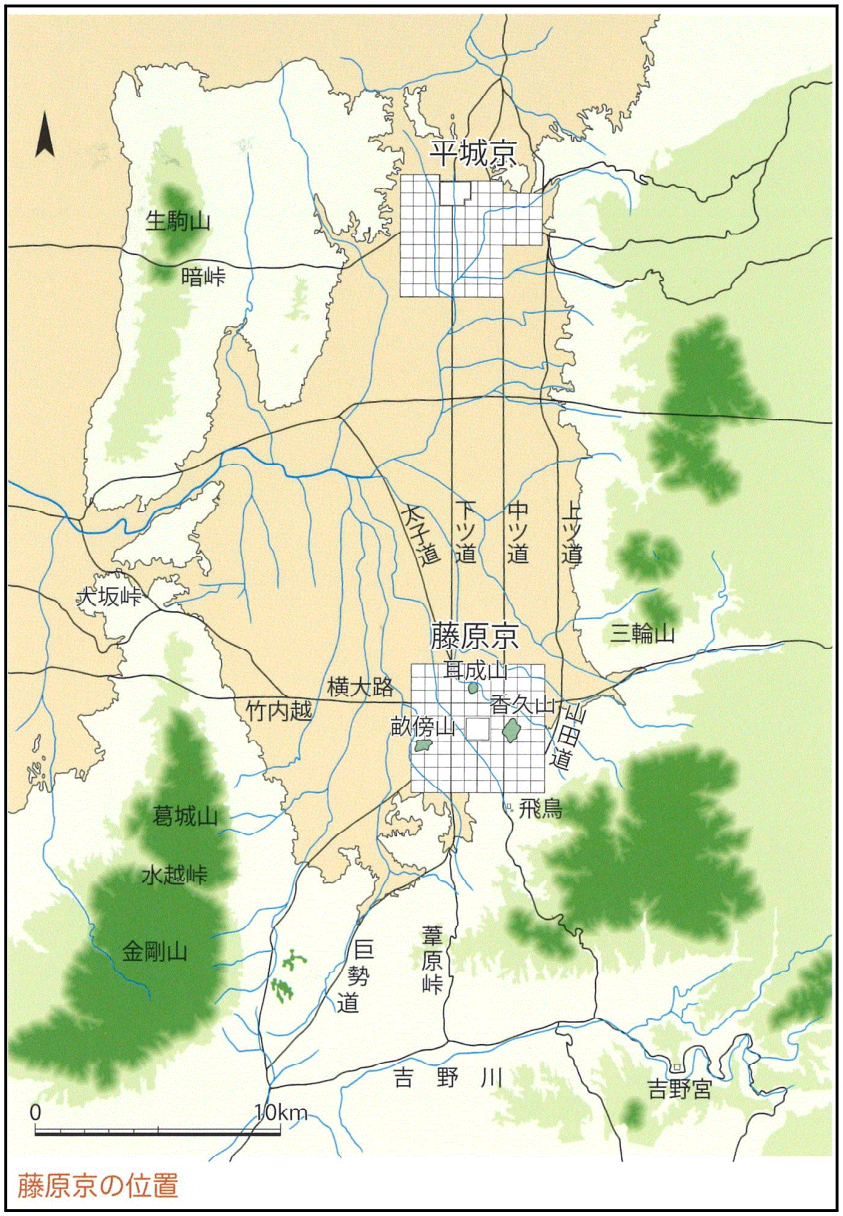
本資料の無断転載・コピー・再配布等はご遠慮ください

▼藤原京遷都（『日本書紀』より）

高市皇子が「藤原宮地」を観る　（持統天皇四年十月二十九日）
天皇が「藤原宮地」を観る　（持統天皇四年十二月十九日）
使者を派遣して「新益京」の地鎮祭を行う　（持統天皇五年十月二十七日）
「藤原宮地」の地鎮祭を行う　（持統天皇六年五月二十三日）
天皇が「藤原宮地」を観る　（持統天皇六年六月三十日）
天皇が「藤原宮地」に行幸する　（持統天皇七年八月一日）
「藤原宮」に「遷居」する　（持統天皇八年十二月六日）

▼平城京遷都（『**続日本紀**』より）

戊子、諸王臣の五位已上に詔して、遷都の事を議らしめたまふ。　（慶雲四年二月十九日）
戊寅、詔して曰はく、「（中略）方に今、平城の地、四禽図に叶ひ、三山鎮を作し、亀筮並に従ふ。（後略）」　（和銅元年二月十五日）
辛酉、始めて都を平城に遷す。　（和銅三年三月十日）



藤原京の位置

（奈良文化財研究所『特別史跡　藤原京跡』パンフレットより）

※『万葉集』は原則として、奈良県立万葉文化館「万葉百科」https://manyo-hyakka.pref.nara.jp に拠った。

万葉古代学特別講座　　於万葉文化館　　二〇二六年一〇月三一日（日）

『万葉集』における聖武天皇の宮

奈良県立万葉文化館・研究員　榎戸渉吾

一　はじめに

聖武天皇は在位中、平城から恭仁、難波、紫香楽と遷都を繰り返し、最終的にはまた平城京に戻った。天平一二年（七四〇）の藤原広嗣の乱の直後の関東行幸以後のこうした動きは「彷徨五年」と呼ばれ、かつて歴史研究ではネガティブな評価を与えられることが多かったが、今日では聖武天皇の主体的な意思を認める方向に再評価が進んでいる。他方、『万葉集』研究においては、こうした成果を承けつつ歴史的事実と重なりながらもまた異なる聖武天皇像を『万葉集』に見出しつつある。『万葉集』には紫香楽宮を詠む歌はないものの、聖武天皇治世下の平城・恭仁・難波を詠む歌が見られる。『万葉集』ではこれらの宮・京がいかに表現されているだろうか。本講演では、聖武天皇の治世を記念すべく編まれたと思しい巻六を中心に、度重なる遷都が『万葉集』にいかに表れているのかを見てみたい。

二　『万葉集』とは

- 『万葉集』は最終的には八世紀の終わりごろに成立したと思われる、現存最古の歌集である。
- 『万葉集』は二十巻からなる歌集で、およそ四五一六首の歌や、四首の漢詩、一篇の漢文が収められている。
- 宮廷の行事や旅、宴席の場に関わる「雑歌（ぞうか）」、恋の贈答歌を中心とする「相聞（そうもん）」、死に関わる歌々である「挽歌（ばんか）」を基本的な分類とする。
- 巻十七から巻二十の末四巻は、大伴家持の歌日記をもとに編集されている。

三　巻六の特徴

- 巻一と同様に時間順に歌が並ぶ（ただし天皇代の標目はない）。
- すべて雑歌。

無断転載・コピー・再配布等はご遠慮ください

無断転載・コピー・再配布等はご遠慮ください

・冒頭は聖武天皇（在位七二四～七四九）の即位前年にあたる養老七年（七二三）の吉野行幸歌。最も新しい歌は天平一七年（七四五）頃か。
・天平一六年の歌の直後に年次表記のない田辺福麻呂歌集の歌二一首が採録されている。

四　聖武天皇の関東行幸

▼図1も参照。

【資料1】『続日本紀』天平一二年一〇月条

朕意ふ所有るに縁りて、今月の末暫く関東に往かむ。その時に非ずと雖も、事已むこと能はず。将軍これを知るとも、驚き怪しむべからず。

【資料2】寺崎保広（二〇二〇）『聖武天皇　帝王としての自覚と苦悩』（日本史リブレット007、山川出版社）

広嗣の乱と関東行幸との関係について、かつては、聖武天皇が広嗣の乱にショックを受けて、突如、行幸に出発したのではないかと考えられてきたが、近年では、行幸計画は早くから立てられており、乱の勃発のためしばらく見合わせていたのが、収束の見込みが立ったところで出発したと考えられるようになってきた。

【資料3】『万葉集』六・一〇二九題詞

十二年庚辰の冬十月、大宰少弐藤原朝臣広嗣の謀反して軍を発せるに依りて、伊勢国に幸しし時に、河口の行宮にして内舎人大伴宿祢家持の作れる歌一首

五　広嗣の乱以前（天平一二年まで）

○　神亀二年（七二五）

【資料4】冬十月、幸于難波宮時、笠朝臣金村作歌一首（九二八―九三〇）

おしてる　難波の国は　葦垣の　古りにし里と　人皆の　思ひ休みて　つれも無く　ありし間に　続麻なす　長柄の宮に　真木柱　太高敷きて　食国を　治めたまへば　沖つ鳥　味経の原に　もののふの　八十伴の緒は　庵して　都なしたり　旅にはあれども
荒野らに里はあれども大君の敷きます時は都となりぬ

海人娘子棚なし小船漕ぎ出らし旅の宿りに梶の音聞こゆ

【資料5】車持朝臣千年作歌一首（九三一―九三二）

鯨魚とり　浜辺を清み　うち靡き　生ふる玉藻に　朝凪に　千重波寄せ　夕凪に　五百重波　寄す辺つ波の　いやしくしくに　月に異に　日に日に見とも
今のみに　飽き足らめやも　白波の　い咲き廻れる　住吉の浜
白波の千重に来寄する住吉の岸の黄土ににほひて行かな

【資料6】山部宿祢赤人作歌一首（九三三―九三四）

天地の　遠きがごとく　日月の　長きがごとく　おしてる　難波の宮に　わご大君　国知らすらし　御食つ国　日の御調と　淡路の　野島の海人の　海の底
沖つ海石に　鮑玉　さはに潜き出　船並めて　仕へ奉るし　貴し見れば
朝凪に梶の音聞こゆ御食つ国野島の海人の船にしあるらし

○　神亀三年（七二六）？

【資料7】式部卿藤原宇合卿被使改造難波堵之時作歌一首（三・三一二）

昔こそ難波田舎と言はれけめ今は都引き都びにけり

○　神亀五年（七二八）

【資料8】五年戊辰、幸于難波宮時作歌四首（九五〇―九五三）……笠金村？車持千年？

大君の境ひたまふと山守ゑ守るといふ山に入らずは止まじ
見渡せば近きものから石隠りかがよふ玉を取らずは止まじ
韓衣着楢の里の島松に玉をし付けむよき人もがも
さ雄鹿の鳴くなる山を越え行かむ日だにや君にはた逢はざらむ

【資料9】膳王歌一首（九五四）

朝には海辺に漁りし夕されば大和へ越ゆる雁しともしも

○　天平六年（七三四）

【資料10】春三月、幸于難波宮之時歌六首（九九七―一〇〇二）

住吉の粉浜のしじみ開けも見ず隠りてのみや恋ひ渡りなむ（作者未詳）
眉のごと雲居に見ゆる阿波の山かけて漕ぐ船泊知らずも（船王）
千沼廻より雨そ降り来る四極の海人網手乾したり濡れにあへむかも（守部王）

無断転載・コピー・再配布等はご遠慮ください

無断転載・コピー・再配布等はご遠慮ください

児らがあらば二人聞かむを沖つ渚に鳴くなる鶴の暁の声（守部王）
ますらをはみ狩に立たし娘子らは赤裳裾引く清き浜辺を（山部赤人）
馬の歩み押へ留めよ住吉の岸の黄土ににほひて行かむ（安倍豊継）

六　広嗣の乱以後・恭仁京首都時代（天平一三～一六）

【資料11】十五年癸未秋八月十六日、内舎人大伴宿祢家持、讃久邇京作歌一首（一〇三七）

今造る久邇の都は山川のさやけき見ればうべ知らすらし

【資料12】高丘河内連歌二首（一〇三八―一〇三九）

故郷は遠くもあらず一重山越ゆるがからに思ひそ我がせし
我が背子と二人し居れば山高み里には月は照らずともよし

七　恭仁京首都時代（～天平一六）→難波宮遷都（天平一六）→紫香楽宮遷都（天平一七・一）→平城宮に帰還（天平一七・五）

▼図3も参照。

【資料13】傷惜寧樂京荒墟作歌三首〔作者不審〕（一〇四四―一〇四六）

紅に深く染みにし心かも奈良の都に年の経ぬべき
世の中を常なきものと今そ知る奈良の都のうつろふ見れば
石つなのまたをちかへりあをによし奈良の都をまたも見なむかも

【資料14】悲寧樂故郷作歌一首〔并短歌〕（一〇四七―一〇四九）……田辺福麻呂

やすみしし　我ご大君の　高敷かす　大和の国は　皇祖の　神の御代より　敷きませる　国にしあれば　生れまさむ　御子の継ぎ継ぎ　天の下　知らしまさむと　八百万　千年をかねて　定めけむ　奈良の都は　かぎろひの　春にしなれば　春日山　三笠の野辺に　桜花　木の暗隠り　かほ鳥は　間なくしば鳴く　露霜の　秋さり来れば　生駒山　飛火が岳に　萩の枝を　しがらみ散らし　さ雄鹿は　妻呼びとよむ　山見れば　山も見が欲し　里見れば　里も住み良し　もののふの　八十伴の緒の　うちはへて　思へりしくは　天地の　寄り合ひの極み　万代に　栄え行かむと　思へりし　大宮すらを　頼めりし　奈良の都を　新世の　事にしあれば　大君の　引きのまにまに　春花の　うつろひ変はり　群鳥の　朝立ち行けば　さすたけの　大宮人の　踏み平し　通ひし道は　馬も行かず　人も行かねば　荒れにけるかも
立ちかはり古き都となりぬれば道の芝草長く生ひにけり

無断転載・コピー・再配布等はご遠慮ください

なつきにし奈良の都の荒れ行けば出で立つごとに嘆きし増さる

【資料15】讃久邇新京歌二首〔并短歌〕（一〇五〇―一〇五八）……田辺福麻呂

現つ神　我ご大君の　天の下　八島の中に　国はしも　多くあれども　里はしも　さはにあれども　山並の　宜しき国と　川なみの　立ち合ふ里と　山背の　鹿脊山のまに　宮柱　太敷きまつり　高知らす　布当の宮は　川近み　瀬の音ぞ清き　山近み　鳥が音とよむ　秋されば　山もとどろに　さ雄鹿は　妻呼びとよめ　春されば　丘辺もしじに　巌には　花咲きををり　あなおもしろ　布当の原　いと貴　大宮所　うべしこそ　我ご大君は　君がまに　聞したまひて　さす竹の　大宮ここと　定めけらしも

三香原布当の野辺を清みこそ大宮所〔一に云ふ、ここと標刺し〕定めけらしも

山高く川の瀬清し百代まで神しみ行かむ大宮所

我ご大君　神の命の　高知らす　布当の宮は　百木なし　山は木高し　落ち激つ　瀬の音も清し　うぐひすの　来鳴く春べは　巌には　山下光り　錦なす　花咲きををり　さ雄鹿の　妻呼ぶ秋は　天霧らふ　しぐれを疾み　さにつらふ　黄葉散りつつ　八千年に　生れつがしつつ　天の下　知らしめさむと　百代にも　変はるましじき　大宮所

泉川行く瀬の水の絶えばこそ大宮所うつろひ行かめ

布当山山並見れば百代にも変はるましじき大宮所

娘子らが続麻かくといふ鹿脊の山時の行ければ都となりぬ

鹿脊の山木立を繁み朝去らず来鳴きとよもすうぐひすの声

狛山に鳴くほととぎす泉川渡を遠みここに通はず〔一に云ふ、渡り遠みか通はずあるらむ〕

【資料16】春日、悲傷三香原荒墟作歌一首〔并短歌〕（一〇五九―一〇六二）……田辺福麻呂

三香原　久邇の都は　山高く　川の瀬清し　住み良しと　人は言へども　あり良しと　我は思へど　古りにし　里にしあれば　国見れど　人も通はず　里見れば　家も荒れたり　はしけやし　かくありけるか　三諸つく　鹿脊山のまに　咲く花の　色めづらしく　百鳥の　声なつかしき　ありが欲し　住みよき里の　荒るらく惜しも

三香原久邇の都は荒れにけり大宮人のうつろひぬれば

咲く花の色は変はらずももしきの大宮人ぞ立ちかはりける

無断転載・コピー・再配布等はご遠慮ください

【資料17】難波宮作歌一首〔并短歌〕（一〇六二―一〇六四）……田辺福麻呂

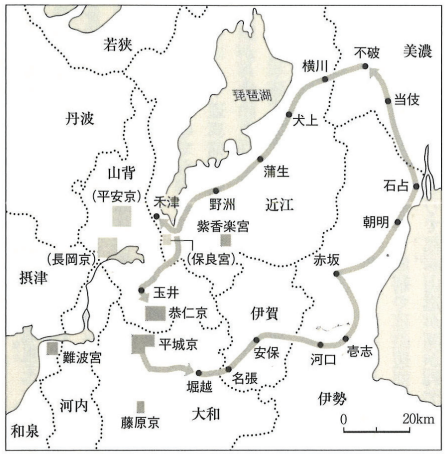
やすみしし　我ご大君の　あり通ふ　難波の宮は　いさなとり　海片付きて
玉拾ふ　浜辺を近み　朝はふる　波の音騒き　夕なぎに　梶の音聞こゆ　暁の
寝覚に聞けば　いくりの　潮干のむた　浦渚には　千鳥妻呼び　葦辺には
鶴鳴きとよむ　見る人の　語りにすれば　聞く人の　見まく欲りする　御食向
ふ　味経の宮は　見れど飽かぬかも
あり通ふ難波の宮は海近み海人娘子らが乗れる船見ゆ
潮干れば葦辺に騒く白鶴の妻呼ぶ声は宮もとどろに

【資料18】過敏馬浦時作歌一首〔并短歌〕（一〇六五―一〇六七）……田辺福麻呂

八千桙の　神の御代より　百船の　泊つる泊まりと　八島国　百船人の　定めて
てし　敏馬の浦は　朝風に　浦波騒き　夕波に　玉藻は来寄る　白砂　清き浜
辺は　行き帰り　見れども飽かず　うべしこそ　見る人ごとに　語り継ぎ　偲
ひけらしき　百代経て　偲はえ行かむ　清き白浜
まそ鏡敏馬の浦は百船の過ぎて行くべき浜にあらなくに
浜清く浦うるはしみ神代より千船の集ふ大和太の浜

※『万葉集』の本文・訳文は、原則として奈良県立万葉文化館「万葉百科」（https://manyo-hyakka.pref.nara.jp/db/）に拠り、一部私に改めた。

【図1】森本公誠『聖武天皇　責めはわれ一人にあり』（講談社）／【図2】『ここまでわかった聖武天皇の宮』（吉川弘文館）



聖武天皇の東国行幸と、8世紀のおもな都。保良宮は聖武天皇没後

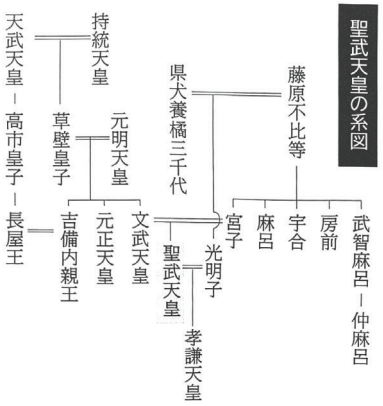
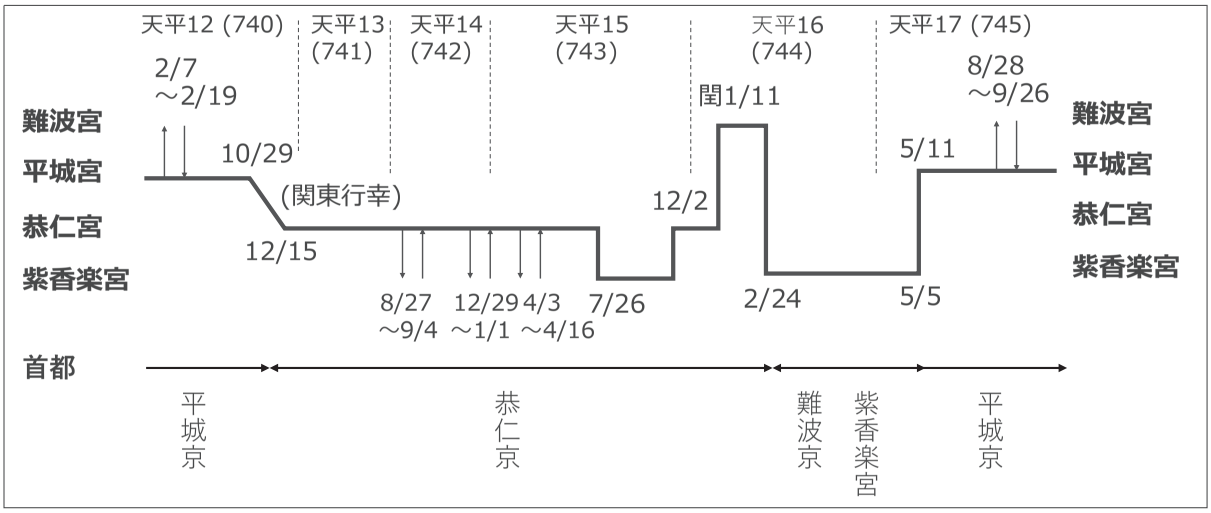
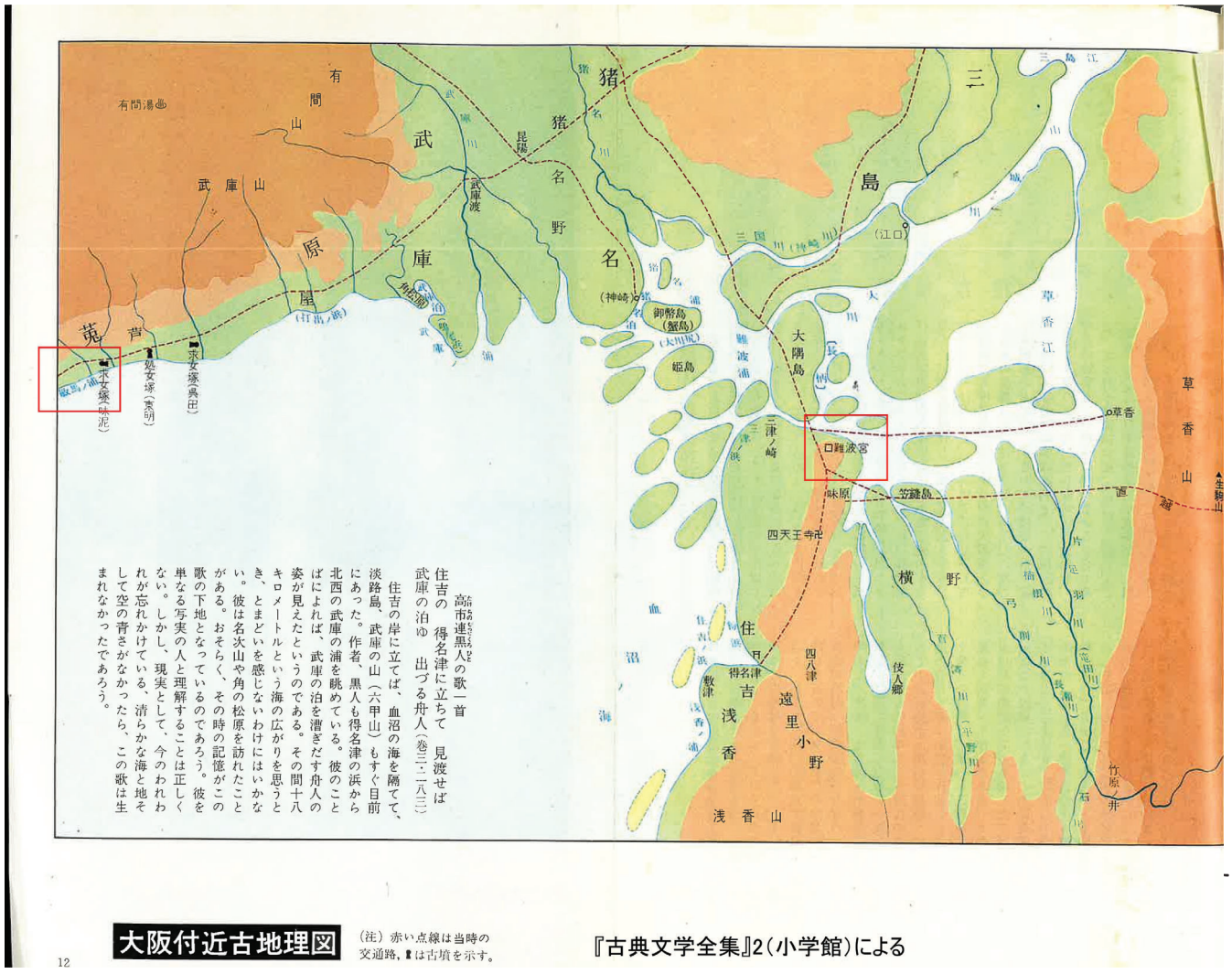


図1　聖武天皇の系図

【図 3】寺崎保広（二〇一二）『聖武天皇　苦悩の仏教と苦悩』（日本史リブレット 007、山川出版社）をもとに加筆





大阪付近古地理図　（注）赤い点線は当時の交通路、■は古墳を示す。

『古典文学全集』2（小学館）による

聖武天皇とその時代

西暦	年号	齢	おもな事項
701	大宝元	1	*8-* 大宝律令完成。この年首親王と藤原光明子が誕生
702	2	2	*12-22* 持統上皇没
707	慶雲4	7	*6-15* 文武天皇没。*7-17* 元明天皇即位
708	和銅元	8	*2-15* 平城遷都の詔。*3-13* 藤原不比等右大臣に。*8-10* 和同開珎銅銭発行
710	3	10	*3-10* 平城京遷都
714	7	14	*6-25* 首皇子皇太子となる
715	霊亀元	15	*9-2* 元正天皇即位
716	2	16	この年，光明子皇太子妃となる
717	養老元	17	この年，井上皇女誕生
718	2	18	この年，阿倍皇女誕生。不比等，養老律令を撰定
719	3	19	*6-10* 皇太子はじめて朝政を聴く。*7-* 藤原武智麻呂東宮傅に
720	4	20	*5-*『日本書紀』完成。*8-3* 藤原不比等没
721	5	21	*12-7* 元明上皇没
723	7	23	*4-17* 三世一身法を定む
724	神亀元	24	*2-4* 聖武天皇即位。長屋王左大臣に。*3-* 吉野行幸。蝦夷反乱。*4-7* 征夷将軍任命。*8-21* 遣新羅使任命。*10-* 紀伊行幸。*11-* 大嘗祭。この年，多賀城をおく
725	2	25	*3-* 甕原行幸。*5-* 吉野行幸。*7-17* 諸国に金光明経などの転読を命ず。*10-* 難波行幸
726	3	26	*6-* 新羅使拝朝。*10-* 印南野・難波行幸。知造難波宮事任命
727	4	27	*5-* 甕原行幸。*9-* 井上内親王を斎王に。閏*9-29* 光明子が皇子を産む。*11-2* 皇子を皇太子とする
728	5	28	*1-* 渤海使拝朝。*2-16* 遣渤海使任命。*9-13* 皇太子没。*11-3* 造山房司を任命。*12-28* 金光明経を諸国に頒ち転読を命ず。この年，安積親王誕生
729	天平元	29	*2-10* 長屋王の変。*3-4* 藤原武智麻呂大納言に。*8-10* 光明子皇后となる。*9-* 皇后宮職をおく
730	2	30	*8-* 遣渤海使帰国
731	3	31	*8-11* 藤原宇合ら参議に。*9-8*『雑集』書写了。*11-22* 鎮撫使をおく
732	4	32	*1-1* 天皇はじめて朝賀を受く。*1-20* 遣新羅使任命。*3-26* 知造難波宮事に賜物。*5-* 新羅使拝朝。*8-17* 遣唐使任命。節度使任命。夏，旱害
733	5	33	*1-11* 県犬養三千代没。*5-* 皇后枕席不安。*8-17* 天皇，はじめて庶政を聴く。この年飢饉・疫病多し
734	6	34	*3-* 難波行幸。*4-7* 大地震。*9-13* 難波京で宅地班給。*9-24* 大地震
735	天平7	35	*2-27* 新羅使を追い返す。*3-* 遣唐大使，吉備真備，玄昉ら帰京。*9-30* 新田部親王没。*11-14* 舎人親王没。この年，不作・天然痘流行し死者多数
736	8	36	*2-28* 遣新羅使任命。*3-* 甕原行幸。*6-* 吉野行幸。*7-* 元正上皇寝膳不安。*8-* 遣唐副使帰国
737	9	37	*1-* 陸奥に持節大使派遣。*2-15* 遣新羅使が新羅無礼の状を報告。聖武の四夫人に叙位。*3-3* 国ごとに釈迦三尊・大般若経を備えさせる。*4-17* 藤原房前没。*7-13* 藤原麻呂没。*7-25* 武智麻呂没。*8-5* 藤原宇合没。*9-28* 橘諸兄大納言に。*12-27* 母・宮子が天皇と対面。この年，天然痘大流行
738	10	38	*1-13* 阿倍内親王皇太子となる。橘諸兄右大臣に。*4-17* 諸国に最勝王経転読を命ず。*6-* 新羅使を大宰府より放還
739	11	39	*2-* 皇后寝膳不安。*3-* 甕原行幸。*12-10* 渤海使拝朝
740	12	40	*1-13* 遣渤海使任命。*2-* 難波宮・河内知識寺行幸。*3-15* 遣新羅使任命。*5-* 橘諸兄の別業に行幸。*6-19* 諸国に法華経書写と七重塔建立を命ず。*9-3* 藤原広嗣の乱。*10-26* 関東に行幸。*12-* 恭仁宮で新都造営を開始
741	13	41	*3-24* 国分寺建立の詔。*9-12* 恭仁京で宅地班給。*11-21* 新宮を大養徳恭仁大宮と名付く
742	14	42	*1-5* 大宰府廃止。*2-* 新羅使を筑前から放還。*8-* 紫香楽宮造営開始，同宮行幸。*12-* 紫香楽宮行幸
743	15	43	*1-12* 諸国に最勝王経転読を命ず。*4-* 紫香楽宮行幸。新羅使を筑前から放還。*5-5* 皇太子(阿倍)五節を舞う。墾田永年私財法。*7-* 紫香楽宮行幸。*10-15* 紫香楽宮で大仏建立の詔。この年恭仁宮の造営を停む
744	16	44	閏*1-* 難波宮行幸。閏*1-13* 安積親王没。*2-* 紫香楽宮行幸。*2-26* 難波宮を皇都とする。*11-* 甲賀寺に大仏骨柱が立つ
745	17	45	*5-5* 平城宮還都。*6-5* 大宰府復置。*8-* 難波宮行幸。金鐘寺を大仏造営の地と定める。*9-* 天皇不予，平城宮に戻る。この年4月より地震あいつぐ
746	18	46	*9-29* 恭仁宮大極殿を山背国国分寺に施入
747	19	47	*1-* 天皇病。*3-* 皇后，新薬師寺建立を発願。*9-* 大仏鋳造開始
748	20	48	*4-21* 元正上皇没。*6-4* 藤原夫人(武智麻呂娘)没
749	天平勝宝元	49	*1-* 天皇，行基より受戒。*2-* 陸奥で金が産出。*4-1* 産金を大仏に報告。閏*5-*「太上天皇沙弥勝満」と名乗る。薬師寺宮に行幸。*7-2* 孝謙天皇に譲位。*8-* 皇后宮職を紫微中台とす
750	2	50	*2-22* 聖武上皇，東大寺に行幸。*9-24* 藤原清河を遣唐大使に任命
751	3	51	*10-* 上皇不予

無断転載・コピー・再配布はご遠慮ください

平安京神泉苑の役割

奈良県立万葉文化館　主任研究員　中本和

■神泉苑（しんせんえん）とは

平安京内にある饗宴施設であり、禁苑。大内裏の南（左京三条一坊）に位置し、左京の二条・三条・大宮・壬生の各大路に囲まれている。宴会・舟遊び・遊猟（釣魚・捕鳥）・観射・観馬・賦詩・七月七日節会・九月九日節会などの儀式が行われた。

一　神泉苑の沿革

（一）位置・景観

位置・基本的性格

史料１『拾芥抄』巻中・第十八　宮城部　諸院　神泉院

神泉院（苑）〈天子の遊覧所なり。近衛次将を以て、別当と為す。乾臨閣（けんりんかく）は之の正殿を謂ふ。（金岡（かなおか）、石を畳む）。二条南、大宮西八町（三条北壬生東）。善女龍王、常に此の所に見ゆ。上代、公卿別当有り。長保（ちょうほう）年中道綱卿、之に補す。

大内裏の南に造営された禁苑（図・10頁）

当初の敷地は二条通から三条通まで、南北四町（約五〇〇ｍ）、東西二町（二五〇ｍ）。

池（直径約一八〇メートル）を中心とした大庭園。南部には山がある。

中国長安城の南東にあった興慶宮を模倣したもの。

人工池ではなく、かつて湖底であった時代のものを利用。

縄文時代の堆積物が発見されており、神泉苑の池は自然のもの。

清い泉が湧き出すことから名付けられたと考えられる。

周囲に柳が植えられていた。供御のための蔬菜・樹果などが栽培される場。

「凡そ神泉苑の廻地十町内、京職、柳を栽（う）えしむ〈〉」（『延喜式』弾正台式　神泉苑条）。

禁苑：神泉苑が禁苑の代表的なものと認識されていた

史料２『本朝文粋』巻第十（三一四）　冬日於二神泉苑一同賦二葉下風枝疎一

神泉苑は、禁苑の其の一なり。紅林は地広く、楚の夢を胸中に呑む。緑地は水高く、呉江を眼下に縮む。（下略）。

（二）建造物

乾臨閣：神泉苑の中心建造物

史料３『大内裏図考証』巻第四之上　豊楽院

（上略）。

豊楽殿（ぶらくでん）　諸図書、倭名抄（わみょうしょう）に曰く、豊楽殿〈豊楽院の正殿の名なり〉。本名は乾臨閣（けんりんかく）なり。後に乾臨閣を以て、神泉苑正殿（しんせんえん）の名と為すの時、豊楽を以て此の殿の名と為すの

無断転載・コピー・再配布はご遠慮ください

みなり。古本拾芥抄に曰く、匡遠本、豊楽殿、豊楽院の正殿にして、元は乾臨閣と名づく。而るに、神泉苑正殿と同名なり。仍て之を改む〈印本拾芥抄、此の文錯乱し、義通ぜず〉。又図に曰く、豊楽殿九間四面、文亀中伝写図に曰く、豊楽殿九問四面〈按ずるに、諸図、七間四面に作るは非ざるか。蓋し七間四面、則ち東西廊の結構は成さず〉。南都諸伝図に曰く、豊楽殿、元の名は乾臨閣なり。而るに、神泉苑正殿の名と為すにより、之を改む。京兆図に曰く、豊楽殿、豊楽院の正殿は乾臨閣と名づく。而るに、神泉苑正殿、同名なり。故に之を改む。（下略）。

緑釉瓦（附属建物に使用されたと思われる）の発見

この瓦を使うのは大極殿や豊楽殿など国家の中心的な施設。

神泉苑も重要施設であることを示す。

平安宮豊楽院の正殿の名も乾臨閣。

後に神泉苑の正殿を乾臨閣としたので、前者を豊楽殿と改称。

鴟尾：鴟尾が付された瓦葺きの屋根

史料４『三代実録』貞観十三年（八七一）十一月二十二日条

雷。地震。大鳥一、神泉乾臨殿の東の鵄尾の上に集ふ。

左右閣：延暦二十三年には左右の閣があった

史料５『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）八月壬子（十日）条

暴雨大風。中院の西楼、倒る。牛を打死す。又、神泉苑の左右閣・京中の廬舎を堕壊し、諸国多く其の害を蒙る。

建築状況：創建後も整備継続

史料６『日本三代実録』元慶五年（八八一）七月十五日条

飛騨国をして、匠丁卌人を減らし、六十人を貢ぜしむ。朝堂院・神泉苑を作るの間、去る貞観十八年、百人を貢ず。今、作事、既に畢ぬ。故に之を減らす。

九世紀中頃に完成

利用が本格化する延暦二十一年までは、大規模な整備が継続した可能性が高い。

饗宴施設の多くは平城朝で完成。

（三）棲息動物

諸国から献上された祥瑞が放たれていた。

神泉苑以前の庭園では見えない。

白鹿：白鹿の出現（祥瑞）は天皇の治世がすばらしいことを示す

史料７『文徳実録』斉衡三年（八五六）十二月丁酉（二十八日）条

美作国、白鹿を献ず。詔して神泉苑に放つ。

史料８『三代実録』元慶七年（八八三）五月二十六日条

（上略）。神泉苑の裏、旧くは鹿を放つこと有り。是の日、白鹿を生む。遠客来朝し、

無断転載・コピー・再配布はご遠慮ください

此の禎祥を得れば、豈懿（うるは）しからざらむや。

鳥：史料4

魚

史料9『三代実録』仁和二年（八八六）八月十五日条

天皇、神泉苑に幸し、魚を観ゆ。木工寮、物を献じ、信濃国、駒を貢す。是日、例に依りて入京す、帝、閲覧する意有りて此の苑に臨幸す。而るに牧司懈怠し、遂に牽き来たらず。

亀：祥瑞の中でも神亀は大瑞

祥瑞を見せることで天皇の徳を示す。

動植物園としての機能も持った。

史料10『三代実録』仁和三年（八八七）七月六日条

（上略）。是の日、綾綺・仁寿両殿の間に、白亀一を獲る。神泉苑に放つ。（下略）。

神竜：池に神龍がいたとの伝説

史料11『三代実録』貞観十七年（八七五）六月二十三日条

雨（ふ）らざること数旬なり。農民、業（なりわい）を失ふ。経を転じて幣を走る。仏神に祈請すること、猶未だ嘉樹を得ず。古老言（もう）して曰く、「神泉の池中に神竜有り。昔年の炎旱、草を焦がし、石を礫にす。水を決（さ）き池を乾す。鍾鼓の声を発すれば、時に応へて雷雨すること、必然の験なり。是において勅して、右衛門権佐従五位上藤原朝臣遠経を遣し、左右衛門府官人衛士等を神泉苑に率ひ、池水を決き出せしむ。正五位下行雅楽頭紀朝臣有常、諸楽人を率ひ、竜舟を泛べ、鐘鼓を陳ぶ。或は歌、或は舞なり。聒声（かっせい）、天に震ふ。

観馬：八月駒牽（天皇による馬の御覧）

史料12『三代実録』仁和元年（八八五）八月十五日条

神泉苑に行幸す。先に釣台に御し、魚を観て網を下す、獲る所数百なり。後に馬埒殿に御し、信濃国貢ずる駒を閲覧す。文人を喚び詩を賦す。席に預る者卅人なり。木工寮・左右京職各物を献ず。日暮、鸞輿（らんよ）還宮す。

二　神泉苑の創設と時期区分

（一）神泉苑の創設

都城内の広大な禁苑は、王権による土地支配の象徴。

長岡京の例

長岡京の時代に官司に園池を与えたとあり、遷都以前に存在した施設の池の可能性。

平安京の神泉苑に相当する施設があった可能性がある。

無断転載・コピー・再配布はご遠慮ください

神泉苑の初見

史料13『日本紀略』延暦十九年（八〇〇）七月乙卯（十九日）条

神泉に幸す。

桓武天皇の行幸がみえ、この頃には神泉苑は宴遊の場となっていた。

『日本後紀』（『類聚国史』『日本紀略』逸文も含む）に、延暦十九年に一回、二十年に三回、二十一年に十回、二十二年に七回、二十三年に十回の神泉苑行幸を確認できる。

神泉苑の創建は、初見史料からあまり遡らないと考えられる。

（二）時期区分

三期に区分

第一期　桓武天皇～仁明天皇

行幸や釣魚・鷹狩りが実施された離宮として利用された時期

桓武は私的空間として利用。

平城・嵯峨・淳和・仁明は、詩宴や観花（花宴）・観魚を行った。

特に、詩宴の場として用いた。

淳和朝では水禽の遊猟の場としても用いた。

第二期　文徳天皇～醍醐天皇

御遊の場所としての性格が失われていき、霊場化していく時期

節会の会場として利用されなくなる。

文徳・清和・陽成は神泉苑をほとんど利用せず。

祈雨や止雨、旱魃の際の池の水の開放に用いられた。

文徳朝では祥瑞を放つようになる。

光孝朝で神泉苑への行幸が復活。

第三期　朱雀天皇～安徳天皇

祈雨や旱魃の際の池の水の開放などに用いられた時期

離宮としての役目を終える。

治承元年（一一七七）の暴風雨で、善如龍王が飛び去ったとの噂が流れる。

霊場としての意義も失われていく。

同年の火事（太郎焼亡）によって神泉苑はほぼ全焼。

中世以降

平安末期には池の規模が縮小し、中世に入ると神泉苑は荒廃。

さらに、二条城の築城などにより、著しく縮小していく。

三　平時の利用

広大な敷地を有して、多様な利用が可能。

（一）宴

宴の場

無断転載・コピー・再配布はご遠慮ください

史料14『類聚国史』大同二年（八〇七）八月癸未（二十八日）条
神泉に幸す。五位已上に宴し、綿を賜ふこと差有り。

曲宴
史料15『類聚国史』・『日本紀略』弘仁五年（八一四）五月戊午（十二日）条
神泉苑に幸し、曲宴す。侍臣に衣被を賜ふ。

和歌・漢詩と宴
史料16『日本後紀』大同三年（八〇八）九月戊戌（十九日）条
神泉苑に幸す。勅有り、従五位下平群朝臣賀是麻呂をして和歌を作らせしむ。曰く、「いかにふく　かぜにあればか　おおしまの　おばなのすえを　ふきむすびたる」と。皇帝歎悦し、即ち従五位上を授く。（下略）。

史料17『類聚国史』・『日本紀略』大同五年（八一〇）六月庚午（二日）条
神泉苑に幸す。勅有り、文人を召し、釣台の詩を賦せしむ。禄を賜ふこと差有り。

（二）学問
神泉苑論議：儒学に強い関心を示した淳和朝（天長年間）の特徴
史料18『類聚国史』・『政事要略』釈奠・『日本紀略』天長八年（八三一）八月乙亥（十日）条
皇帝、神泉苑に幸す。阿波守正五位下善道宿祢真貞、主税頭従五位下安野宿祢真継、直講苅田宿祢種継等を召し、論議せしむ。真貞を推して座首と為し、三伝の義を論ぜしむ。真継を推して座首と為し、三礼の義を論ぜしむ。右近衛府、物を献ず。雅楽寮、音楽を奏す。侍臣具に酔ふ。酉時、還宮す。
史料19『類聚国史』『日本紀略』天長九年（八三二）八月己巳（十日）条
皇帝、神泉苑に幸す。博士生徒等を喚し、論議せしむ。禄を賜ふこと差有り。（下略）。

試験：呪力と霊験のある者に試験を行い得度させる。神泉苑の聖地・霊場としての性格。
史料20『文徳実録』斉衡三年（八五六）八月辛未朔条
別に勅使を神泉苑に遣し、諸持呪、験有る者を試し度を聴せしむ。

（三）遊猟
釣魚
史料21『類聚国史』・『日本紀略』天長四年（八二七）四月癸丑（二十三日）条
神泉苑に幸し、遊釣す。

捕鳥
鷹狩りなどの方が魚釣りよりも特権的な立場を示せた。
天皇は自ら狩猟をせず、臣下が狩猟を行う。獲物は天皇に献上。
天皇は狩猟を観覧する立場であった。

無断転載・コピー・再配布はご遠慮ください

史料22『続日本後紀』承和三年（八三六）二月壬午（十三日）条
天皇、神泉苑に幸し、鷂（はいたかはやぶさ）隼を放つ。（下略）。
史料23『続日本後紀』承和三年（八三六）十二月丙辰（二十二日）条
天皇、神泉苑において隼を放ち、水鳥百八十翼を獲る。（上略）。

（四）休息・遊覧
避暑地
史料24『日本後紀』弘仁二年（八一一）五月乙巳（十二日）条
神泉苑に幸す。帝、茲（ここ）より以後、假日に至るごとに、此において暑さを避く。

池での遊覧
史料25『日本紀略』延暦二十一年（八〇二）二月癸巳（六日）条
神泉に幸す。舟を泛（うか）べて曲宴す。

観射
史料26『類聚国史』・『日本紀略』弘仁七年（八一六）四月辛丑（六日）条
神泉苑に幸す。左右馬寮、開銭四百貫を奉献す。左右近衛射し、的に中（あた）れば、銭を賜ふ。

四　恒例儀式・年中行事

当初は臨時の行幸や曲宴に利用。年中行事での利用は当初は見えない。
年中行事は、臨時の行幸等と結びつきながら実施。さらに、詩宴を伴う儀式が新設。

（一）花宴
嵯峨天皇が神泉苑で花宴を実施（花宴の初見）。
平安中期には花見をしながら漢詩を作る宴が定着。
史料27『日本後紀』弘仁三年（八一二）二月辛丑（十二日）条
神泉苑に幸す。花樹を覧じ、文人に命じて詩を賦せしむ。綿を賜ふこと差（しな）有り。花宴の節、此において始るか。
史料28『日本後紀』弘仁六年（八一五）二月庚午（二十八日）条
神泉苑に幸す。花宴なり。文人に命じて詩を賦せしむ。侍臣及文人、綿を賜ふこと差（しな）有り。

（二）七月七日節会（相撲節会）
相撲節会は朝堂院などでも行われたが、神泉苑での実施が恒例化。
神泉苑における初見
史料29『類聚国史』大同二年（八〇七）七月壬辰（七日）条
神泉苑に御し、相撲を観ゆ。文人をして、七夕の詩を賦せしむ。後日、文人の詩に綿を賜ふこと差有り。

無断転載・コピー・再配布はご遠慮ください

史料30『類聚国史』・『日本紀略』天長七年（八三〇）七月戊子（十六日）条
天皇、神泉苑に幸し、相撲を覧ず。申刻、雷雨なり。酉剋、内裏の西北の角の曹司に霹靂あり。左右近衛、御馬に騎乗し、馳せて内裏に入り、神火を撲滅す。戌刻、雷声乃ち止む、即ち帝宮に還る。見参の諸司官人の已下、衛門の門部已上、禄を賜ふこと差有り。相撲を覧ぜず。霹靂に粛めばなり。

（三）九月九日節会（重陽節会）
天武天皇の忌日（国忌）にあたるため、奈良時代は行わなかった。
延暦十年（七九一）に天武天皇の国忌が廃止。
延暦年間中期には、九月九日節会が一時実施されたが、末期には再度停止。
大同二年九月九日、平城天皇は神泉苑に行幸し、正月十七日大射を日程変更して実施。
平城朝での九月九日行事
史料31『類聚国史』・『日本紀略』大同二年（八〇七）九月癸巳（九日）条
神泉苑に幸して、射を観ゆ。詔して曰く、「今詔すらく、弓射つかわす事は、本より正月の行事なり。但し正月は、三節の豊楽聞食し、雑の事も繁く、暇無き月なり。此の月は、時も涼しく、射礼つかわすにも便に在り。又九月九日は、菊花の豊楽聞食す日に在れども、忌み避くる所有るに依りて、比年の間停めきとなも聞行す。然れども時節と云ふ物は、虚擲しくす可からずと、昔より云ひ来たる事も在るに依りてなも、此の豊楽聞食し始め賜ふ。故是を以て御酒賜へ、えらき退くとしてなも、酒幣の大物賜はくと宣りたまう」と。親王已下文人已上に物を賜ふこと差有り。

九月九日節会の定例化
嵯峨天皇は大射を正月十七日に復して実施。神泉苑での九月九日節会が定例化。
史料32『日本後紀』弘仁三年（八一二）九月甲子（九日）条
（上略）。神泉苑に幸して、侍従已上に宴す。妓を奏す。文人に命じて詩を賦せしむ。五位已上及び文人に禄を賜ふこと差有り。

弘仁五年に九月九日節会を節会から外し、財政負担の軽減を図る。
弘仁九年以降、弘仁三年と同様の方式で実施。
三月三日節会を代わりに廃止（神泉苑を会場としていた）。
史料33『類聚国史』・『日本紀略』天長五年（八二八）九月壬辰（九日）条
神泉苑に幸す。重陽の詩を賦せしむ。禄を賜ふこと差有り。

（四）三月三日節会（曲水宴）
平城天皇の詔に応じた詩で、大同二年のもの（大同三年は停止）。
史料34『凌雲集』外従五位上行山城介高丘宿祢第越二首
三月三日宴を神泉苑に侍し詔に応へる。（中略）。
神泉苑において宴に侍し落花を賦す製に応へる。（下略）。

無断転載・コピー・再配布はご遠慮ください

（五）御霊会

多くの住民がいる平安京は、年月が過ぎるほど問題をかかえていく。政治的問題で犠牲となった人々の祟りが原因と考えられた。それらを御霊として祀り、慰撫することで解決を図ろうとした。

九世紀中頃以降、神泉苑は宗教的な性格が増す。

雨乞いの祈祷や御霊会を行う霊場となる。

貞観五年（八六三）の疫病流行の際、神泉苑で御霊会を行う。

祇園祭（祇園御霊会）へと繋がる（八坂神社（祇園社）から神泉苑へ鉾を立てて行列）。

八坂神社本殿下の「龍穴」は、神泉苑に通じているとの伝承がある。

霊場としての機能

民間では、疫病の流行する春から秋にかけて恒例の祭礼があった。

神泉苑での朝廷による祭祀は、民間祭祀を取り入れたもの。

史料35『三代実録』貞観五年（八六三）三月二十三日条

百二十の僧を内殿、中宮、神泉苑の三処に延き、相分けて、大般若経を転読せしむこと、三日を限りて訖ぬ。

貞観期の御霊会

神泉苑に祭壇を設け、崇道天皇（早良親王）、伊予親王と藤原夫人（伊予親王の母吉子）、観察使（藤原仲成）、橘逸勢、文室宮田麻呂を祀って慰撫。

史料36『日本三代実録』貞観五年（八六三）五月二十日条

神泉苑において御霊会を修す。勅して、左近衛中将従四位下藤原朝臣基経、右近衛権中将従四位下兼行内蔵頭藤原朝臣常行等を遣し、会の事を監せしむ。王公卿士、赴き集ひ共に観る。霊座六前、几筵を設け施し、花果を盛り陳べて、恭しく敬い薫修す。律師慧達を延き講師と為す。金光明経一部、般若心経六巻を演説す。雅楽寮の伶人に命じて楽を作らせしむ。帝の近侍の児童及び良家の稚子を以て舞人と為す。大唐、高麗は更に出て舞ふ。雑伎、散楽、競ひて其の能を尽くす。此の日の宣旨、苑の四門を開き、都邑の人の出入と縦観を聴す。所謂御霊は、崇道天皇、伊予親王、藤原夫人、及び観察使、橘逸勢、文室宮田麻呂等、是なり。並びに事に坐し誅せらる。冤魂、厲と成る。近代以来、疫病繁発し、死亡甚だ衆し。天下以為く、此の災、御霊の生む所なり。京畿より始り、爰に外国に及ぶ。夏天秋節に至るごとに、御霊会を修し、徃々にして断たず。或は仏を礼し経を説く。或は歌ひ且は舞ふ。童貫の子をして粧を靚ひ馳射せしむ。膂力の士、袒裼して相撲せしむ。騎射、芸を呈し、走馬、勝を争ふ。倡優嫚戯して、遞に相誇りて競はせしむ。聚まりて観る者、填咽せざることなし。遐迩因循にして、漸く風俗を成す。今茲春の初め、咳逆、疫を成す。百姓多く斃る。朝廷、為に祈り、是に至りて乃ち此の会を修す。以て宿祷に賽せしむなり。

無断転載・コピー・再配布はご遠慮ください

五　水の利用

（一）祈雨

神泉苑で祈雨を修させた。

九世紀後半には、祈雨の修法の場として用いられた。

離宮としての利用は減少していく。

弘仁十年の祈雨によって、神泉苑の性格が大きく方向づけられる。

史料37『日本紀略』弘仁十年（八一九）五月甲午（十七日）条

神泉苑に幸す。貴布祢社に奉幣し、祈雨す。

史料38『日本三代実録』貞観十七年（八七五）六月十五日条

（上略）。六十僧を大極殿に屈し、三箇日を限りとし、大般若経を転読せしむ。十五僧を神泉において、大雲輪請雨経法を修せしむ。並びに祈雨なり。（下略）。

空海と祈雨

神泉苑には空海の逸話が残る。

神泉苑の池には竜神がいて、祈雨に効果を示す（龍神は雨を司る）。

史料39『今昔物語集』巻十四　第四十一「弘法大師請雨経法を修して雨を降らせたる語」

今は昔、■■天皇の御代に、天下旱魃して、万の物皆焼畢て枯れ尽たるに、天皇、此れを歎き給ふ。大臣以下の人民に至まで、此れを歎かずと云ふ事無し。其の時に、弘法大師と申す人在ます。僧都にて在しける。時に天皇、大師を召て、仰せ給て云く、「何にしてか、此の旱魃を止て、雨を降して、世を助くべき」と。大師、申て云く、「我が法の中に、雨を降す法有り」と。天皇、「速に其の法を修すべし」とて、大師の言ばに随て、神泉苑にして請雨経の法を修め給ふ。七日に法を修する間、壇の右の上に五尺許の蛇出来たり。見れば、五寸許の金の色したるを戴けり。暫許有て、蛇、只寄りに寄来て池に入ぬ。而るに、廿人の僧、皆居並たりと云へども、其の中に止事無き伴僧四人こそ、此の蛇を見けれ。僧都はた更也。此れを見給ふに、一人止事無き伴僧有て、僧都に申して云く、「此の蛇の現ぜるは何なる相ぞ」と。僧都、答へて宣はく、「汝ぢ、知らずや。此れは天竺に阿耨達池と云ふ池有り。其の池に住む善如竜王、此の池に通ひ給ふ。然れば、此の法の験し有らむとて、現ぜる也」と。而る間、俄に陰て、戌亥の方より黒き雲出来て、雨降る事、世界に皆な普し。此れに依て、旱魃止ぬ。此より後、天下旱魃の時には、此の大師の流を受て、此の法を伝へたる人を以て、神泉苑にして此の法を行なはるる也。而るに必ず雨降る。其の時に阿闍梨に勧賞を給はる事、定れる例也。于今絶えずとなむ語り伝へたるとや。

無断転載・コピー・再配布はご遠慮ください

（二）灌漑・池水の開放

九世紀中頃から、日照りの際に水門を開いた。

王権が独占的に支配する空間である神泉苑を民衆に開放。

史料40『祈雨記』醍醐天皇　開神泉水関事

延喜八年月日、大中臣、神泉の水関を開くことを申す。先例は直に百姓、之を請い給ふに依るなり。又、貞観中、此の水を給ふ。少納言をして六衛府の舎人各三人及び相撲人十人、駕輿丁等を率い、出水を開くを監せしむ。（下略）。

史料41『三代実録』貞観四年（八六二）九月十七日条

是の月、京師人家井びに泉、皆悉く枯竭す。水を有する所の処、人、相借り汲み用ふ。是の日、勅して神泉苑の西北門を開き、諸人、水を汲むを聴す。

祈雨の修法以外にも、水を流すことが祈雨と同様の意味を持った。

神泉苑の水を給水することで、雨が降る効果があるとの認識が広まる。

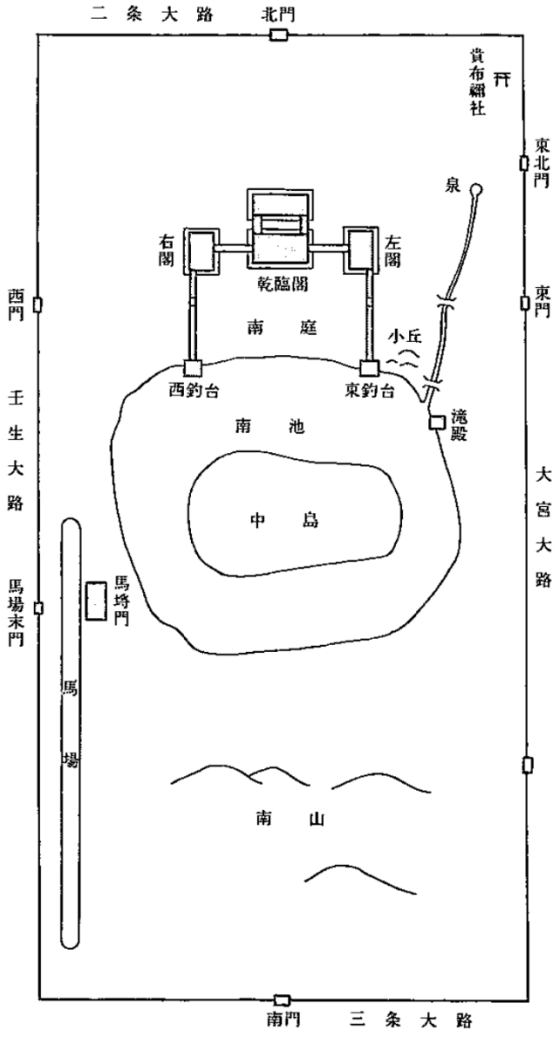
史料42『三代実録』元慶元年（八七七）七月十日条

神泉苑の水を引き、城南の民の田を溉潅す。一日一夜にして水脈涸竭す。（下略）。

（三）止雨

史料43『三代実録』元慶四年（八八〇）五月廿二日条

二十日より大雨なり。漸く苗稼を没す。是によりて、神泉苑において、潅頂経法を修すこと、限りて三日を以てす。止雨を祈るなり。



神泉苑復元図
（嵯峨天皇の時代，太田静六『寝殿造の研究』）